

取 扱 基 準

名 称	新規参入者経営安定資金利子補給金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新規参入者の金利負担の軽減を図るため、新規参入経営安定資金の借入者に対し、利子補給を行う。
目 標	数値化□ 非数値化■
	新規参入者の金利負担の軽減と経営の安定を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 補助事業者の事業内容により評価する。
補助事業者	公表していません（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）。
補助対象経費の 内 容	新規参入者経営安定資金における融資へ利子補給
補助額 及びその算定方法 又は補助率	新規参入経営安定資金利子額相当額 実行補助率は実際の申請により決定するため未定 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 県要綱に定められた額を交付するため。
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp